

液化ガスばら積船の貨物格納設備の検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編及び N 編
(日本籍船舶用)

改正事項

液化ガスばら積船の貨物格納設備の検査に関する事項

改正理由

液化ガスばら積船に対する最初の積荷航海時における検査については、液化ガスばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IGC コード) の 4.10.14 及び 4.10.16 に規定されているが、その内容及び方法並びに当該検査完了までの証書上の取り扱い等は明確に規定されていなかった。このため IACS は、これらに関する要件及び取扱いについて検討を行った結果、最初の積荷航海時の検査及びクールドスポット検査に関する統一解釈 GC13 を採択した。

また、IGC コード 4.10.12 では二次防壁の検査について規定されているものの具体的な要件が示されていないこと、また、メンブレン方式の LNG 船において二次防壁の接着状態に不具合があったことが報告されたことから、IACS において統一的な要件を確立する必要があることが合意され、議論の結果、就航後の二次防壁の検査を追記する統一規則 Z16 (Rev.2) 及び建造時の二次防壁の試験を規定する統一解釈 GC12 を採択した。

今般、IACS 統一規則 Z16(rev.2) 並びに統一解釈 GC12 及び GC13 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) メンブレンタンクの二次防壁について、定期検査時に承認された検査方案により所定のガス密レベルが確保されていることを確認する旨を規定した。併せて、定期検査において必要となる検査方案を承認用図書として提出する旨を明記した。
- (2) 年次検査において、メンブレンタンクの防熱層の不活性ガス制御装置の運転状況を確認する旨を規定した。
- (3) 建造時の試験として、二次防壁が所定のガス密レベルを確保していることを確認することを明記した。また、接着型の二次防壁については、初回のクールダウンの実施前に加え、実施後にもガス密レベルを確認する旨を規定した。
- (4) 貨物満載試験について、具体的な試験項目を明記した。また、LNG 船について、同型船であっても当該試験を実施する必要がある旨を規定した。